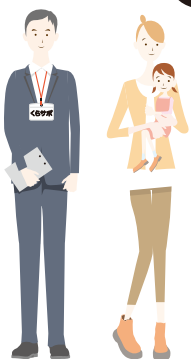


暮らしや仕事で悩んだら



0120-372-310

予約
優先



相談
無料

まずはご相談ください

奈良市在住の生活保護を受給していない、生活困窮者の方が対象です。

秘密
厳守



自立相談支援事業

あなたに合った支援プランを考えます

生活に困っていても、どこに相談したらいいのかわからない方は、まず「くらしとしごとサポートセンター」にご相談ください。

相談を受けた支援員が、一人一人に必要な支援と一緒に考え、あなたに合った支援プランを作成します。必要に応じて他の専門機関と連携しながら、解決に向けて寄り添っていきます。

※金銭貸付けは行っておりません。



就労・就労準備支援事業

就労のためのプランを考えます

「働きたいが、どうしたらよいかわからない」
「少しずつ段階的に就労に向けた準備をしたい」

そんな思いをお持ちの方に、企業への見学・体験などを通して、就労に向け自信を持てるように支援員が寄り添っていきます。



住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※原則3ヶ月(一定の要件を満たせば最長9ヶ月まで)



転居費用相当額を支給します

同一の世帯に属する方の死亡や、本人もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等による収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や失うおそれのある方に対し、家計の見直し(家計改善支援事業)を行い、転居により家計全体の支出が改善される場合、転居費用相当額(上限あり)を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。



対象者・支給要件・支給方法・支給額など詳しくは、奈良市役所WEBサイトをご覧ください。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

奈良市くらしとしごとサポートセンター

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所庁舎中央棟2階

TEL:0120-372-310 FAX:0742-34-5359

相談受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝・年末年始を除く)

